

矢作川流域委員会（仮称）のあり方について

提 言

平成 1 5 年 4 月 2 5 日

矢作川流域委員会準備会議

矢作川流域委員会（仮称）に向けて

河川法が平成９年に改正され、全ての河川において「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を策定することとされた。このうち「河川整備計画」については、今後、２０～３０年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す計画を策定することとしており、この河川整備計画の策定に際し、国土交通省中部地方整備局においては、管内の各一級水系について、学識経験者や関係住民、関係自治体など多くの関係者から意見を聴く場の１つとして「流域委員会」を設置してきているところである。

矢作川は、古来より人々の暮らしや産業振興のために水資源の恵みを与えてきた一方、過去幾度となく水害に見舞われてきた。特に、平成１２年９月の東海（恵南）豪雨による未曾有の洪水は、人々の生活や自然環境に大きな影響を与えた。

これを契機に、流域の関係者及び学識経験者による「矢作川の環境を考える懇談会」において、矢作川流域の管理のあり方や自然環境と調和した川づくりについて、意見交換がなされ、引き続いて『流域は一つ、運命共同体』という共通認識のもとに、シンポジウム「調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けて」が開催された。

今まさに、調和のとれた流域圏の軸となる矢作川の総合的な河川整備の計画づくりの機が熟してきたと言える。

これらを踏まえ、平成１５年３月７日に中部地方整備局長が設置した学識経験者等で構成される第三者機関の矢作川流域委員会準備会議（以下「準備会議」という。）において、「矢作川流域委員会（仮称）」の運営方針や委員候補者の選定等について審議を行い、提言を検討してきた。

本準備会議は、合計３回開催し、矢作川流域の現状と課題を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、次のとおり提言する。

= 提 言 =

矢作川流域委員会（仮称）のあり方について

矢作川は、愛知・岐阜・長野の３県にまたがる広範な流域を有し、その流域は、主として風化しやすい花崗岩地質であり、上流域の森林は相当部分が人工林である。また、中下流域は都市化が進行し、人口・資産も集中している。

一方、矢作川は、治水施設の整備が遅れており、特に東海（恵南）豪雨においては、矢作ダムが、洪水調節と併せ、流出土砂や流木を捕捉するなど効果を発揮したものの、その能力には限界があり、また、河川の整備も遅れていることもあいまって、甚大な浸水被害が発生した。

また、矢作川は、水利用率の高いことや、ダムによる水の滞留やバイパスのため、自然の河川と様相を異にしている。特に、矢作川から取水された水は、矢作川流域に戻らず他水系を経由して三河湾に至るような場合もあり、広く水環境に影響している。

こうした状況に鑑みると、矢作川については、「治水」、「利水」、「環境」のいずれの面も、三河湾まで含めた矢作川流域全体の幅広い視点からの検討が不可欠である。

このため、矢作川流域委員会(仮称)は、「矢作川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の原案について意見を述べるにとどまらず、河川整備計画の原案の作成段階においても、河川と流域の視点から課題解決を図るような指導・助言を行うことが求められる。

矢作川流域委員会（仮称）は、科学的・専門的な観点からの議論が強く期待されるところとはいえ、行政や利害関係についての十分な認識を持った議論もできる場とすることが望ましい。

これに加え、矢作川流域委員会（仮称）の委員以外の専門家を含む部会等の設置や、より幅広く関係住民等からの意見を聴くことができる仕組みなど、柔軟な組織運営を工夫することが重要である。

これらを踏まえ、矢作川流域委員会（仮称）の規約草案と委員候補者を以下のように提案する。

１．矢作川流域委員会(仮称)の規約草案

矢作川流域委員会(仮称)の目的、役割、運営方針等を定める規約草案を「別紙 - １」に示す。

２．矢作川流域委員会(仮称)の委員候補者

矢作川流域委員会(仮称)の委員候補者として、一般公募による公募委員３名を含む学識経験者など「別紙 - ２」の２１名を推薦する。

委員候補者は、矢作川の現状と課題を踏まえ、重要な専門分野について、幅広い見識を持ち、河川と流域の視点で議論ができる方という観点で選定した。

矢作川流域委員会(仮称)の規約草案

(名称)

- ・本会の名称は、「矢作川流域委員会(仮称)」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

- ・委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(役割)

- ・「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(原案)について意見を述べる。
- ・「矢作川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(原案)の作成段階において、河川と流域の視点から課題解決を図るような指導・助言を行う。
- ・関係住民や関係自治体等からの意見聴取について、その聴取方法等に関する指導・助言を行う。

(組織等)

- ・委員会は、局長が設置する。
- ・委員会は、局長が委嘱する委員で構成する。
- ・委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- ・委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて部会等を設けることができる。
- ・部会等を設置する場合、部会等の規約等は、委員会において定める。

(会議の運営)

- ・委員会に、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
- ・委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- ・委員会は、委員長が招集する。
- ・委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ・委員会は、必要と認める場合は、専門家や関係住民等から意見の聴取及び資料の提供を受けること等ができるよう、必要な措置を行うことを局長に対して要請することができる。
- ・委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政に関わる委員については、委員本人の責任においてこの限りではない。

(情報公開)

- ・会議は原則公開とし、会議及び会議資料の公開方法については、委員会で定める。

(事務局)

- ・委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所に置く。

(規約の改正)

- ・本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意をもって、これを行うものとする。

(その他)

- ・本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

矢作川流域委員会(仮称)委員候補者

氏 名	専 門	所 属 ・ 役 職 名
あおやま 青 山	みつこ 光子	環境衛生 名古屋市立大学 名誉教授
いとう 伊 藤	いさむ 勇	行政 上矢作町長
おかだ 岡 田	こういち 耕 一	水辺の学習 (公募) (愛知県岡崎市在住)
かたぎり 片 桐	すみこ 澄子	森とのふれあい (公募) (長野県下伊那郡根羽村在住)
かみや 神 谷	きんえい 金 衛	地域連携 矢作川沿岸水質保全対策協議会 会長
こじり 小 尻	としはる 利 治	水資源 京都大学防災研究所 教授
こまだ 駒 田	のりとも 格 知	魚類、動物 名古屋女子大学家政学部 教授
さわだ 澤 田	ひさし 壽	漁業 矢作川漁業協同組合 組合長
しだわら 四 俵	まさとし 正 俊	河川 愛知工業大学土木工学科 教授
しばた 柴 田	こういち 紘 一	行政 岡崎市長
すずき 鈴 木	こうへい 公 平	行政 豊田市長
つじもと 辻 本	てつろう 哲 郎	河川 名古屋大学大学院工学研究科 教授
てらもと 寺 本	かずこ 和 子	治山・砂防 豊橋創造大学短期大学部 教授
はざま 裕	さくら	川とのふれあい (公募) (愛知県豊田市在住)
ふじた 藤 田	ゆういちろう 裕 一 郎	河川 岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
ふじた 藤 田	よしひさ 佳 久	地理 愛知大学文学部 教授
まえだ 前 田	こうじ 弘 司	マスコミ 中日新聞 論説委員
まつお 松 尾	なおき 直 規	水質 中部大学土木工学科 教授
まつぎ 眞 継	たかし 隆	経済政策 愛知学院大学情報社会政策学部 教授
みずの 水 野	みずお 瑞 夫	植物 岐阜薬科大学 名誉教授
みつおか 光 岡	しろう 史 郎	農業水利 (財)愛知・豊川用水振興協会 理事長

(敬称略、五十音順)